

令和8年5月25日

# 令和8年5月石井町農業委員会総会議事録

石井町農業委員会

## 石井町農業委員会議事録

- 1 開催日時 令和8年5月25日（月）午後1時30分から午後2時15分
- 2 開催場所 石井町役場2階 大会議室
- 3 出席委員 （14人）

会長	1番	田幡	裕
委員	2番	久米	基敬
	3番	岩本	達也
	4番	阿部	義明
	5番	吉浦	武夫
	6番	山口	裕美
	7番	上田	敏雄
	8番	藤井	利夫
	9番	綱木	厚夫
	10番	桑内千恵美	
	11番	廣瀬	茂晴
	12番	上田	武志
	13番	近久	光雄
	14番	大西	佐知子

### 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第17号 農地法第3条の規定による許可申請について  
報告第8号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について

局長 ただいまより令和8年5月石井町農業委員会総会を開会いたします。  
田幡会長、ご挨拶をお願いいたします。

（会長あいさつ）

局長 本日の出席委員は、14名全員で定足数に達しており総会は成立しております。  
石井町農業委員会会議規則第3条により、議長は会長が務めることになっておりま

すので、以降の議事進行は田幡会長にお願いいたします。

議 長 これより議事に入ります。

はじめに、日程第1の議事録署名委員の指名を行います。

石井町農業委員会会議規則第8条第1項の規定により、議事録署名委員は、会長及び委員会において定めることになっております。

私のほうから指名させていただいてよろしいか。

(異議なしの声あり)

それでは、議事録署名委員は5番 吉浦委員、6番 山口委員にお願いいたします。

なお、本日の会議書記には、事務局職員の片岡主幹を指名いたします。

以上で日程第1を終わります。

議 長 続きまして、日程第2の議事に入らせていただきます。

議案第17号、農地法第3条の規定による許可申請について、事務局に議案の説明をお願いします。

事務局 議案書をご覧ください。農地法第3条の規定による許可申請は2件です。

(議案書に基づいて内容を説明)

受付番号67、68については、農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件を満たしていると考えます。

以上です。

議 長 事務局の説明が終わりました。

それでは、受付番号67について、高原字池北の担当であります、7番 上田敏雄委員に現地調査の結果並びに説明をお願いいたします。

7 番 議案第17号、農地法第3条の規定による許可申請、受付番号67について説明いたします。

5月18日に藤井会長職務代理と山口委員及び私で申請地に出向き、譲受人と現地確認及び聞き取り調査を行いました。

申請地は、高原字池北〇〇〇番〇、登記地目が田、現況地目は畑で柑橘類が数本植えられております。面積は488㎡です。

譲渡人は申請地に隣接した住宅で生活しておりましたが、高齢となったことで県外の子の元へ住所を移しました。

そのため耕作が困難となり譲渡先を探していたところ、隣地の農業用倉庫を拠点に農作業を行っている譲受人へ贈与することで話がまとまり申請にいたったとのことです。

譲受人は町外に居住し耕作面積は13,336㎡、主に水稻を栽培しております。

近年は六次産業化を模索しており、申請地ではレモンを栽培する計画です。

譲受人の農作業歴は7年です。農業の年間従事日数は280日以上で要件を満たしております。

自宅からの距離は約6km、車で20分であることから通作に問題はないと見込まれます。

農機具はトラクター〇台、コンバイン、田植機、乾燥機、軽トラックは各〇台を所有し、全ての農地を効率よく耕作できると見込まれます。

よって許可相当と考えますので、審議のほどよろしく申し上げます。

議 長 ありがとうございます。それではこれより質疑に入ります。  
発言のある方は挙手をお願いいたします。

議 長 ご質問・ご意見はございませんか。  
(質問・意見無し)  
それではご質問・ご意見は無いようでございますので、採決をいたします。  
受付番号67について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。  
(全員挙手)

議 長 全員賛成でございますので、受付番号67は原案のとおり決定いたしました。

議 長 続きまして、受付番号68について、高川原字高川原の担当であります13番  
近久委員に現地調査の結果並びに説明をお願いいたします。

13番 議案第17号、農地法第3条の規定による許可申請、受付番号68について説明  
いたします。

5月15日に上田武志委員と大西委員及び私で申請地に出向き、代理人と現地確認及び聞き取り調査を行いました。

申請地は、高川原字高川原〇〇〇番〇と〇〇〇番〇の計1,189㎡で、議案書記載のとおりです。

譲渡人は相続で申請地を取得したものの、県外に居住することから耕作困難で雑木と雑草が繁茂した状態でした。

この状態を解決するため農地の譲渡を強く希望し、譲受人と話したままとったことから本申請にいたったとのことでした。

現地確認時点では、雑木と雑草は除去され、耕作に取りかかれる状態になっております。

申請地2筆は外観上一体となっているものの、公図上は南北に分断する麻名用水土地改良区の水路があります。現状、水路は存在しません。

麻名用水土地改良区に確認し、水路として利用する計画はなく、現在の状態で耕作することに問題はないと回答を得ているとのことでした。

譲受人は農業機械を所有していませんが、必要があれば耕うん機と草刈り機を購入したいとのことでした。

農作業には配偶者とともに従事します。

耕作において問題はないと思われませんが、本申請は市街化区域内的の農地で外国籍の方が取得する案件でありますので、事務局に補足説明をお願いします。

事務局 事務局から補足説明をいたします。

申請地、高川原字高川原〇〇〇番〇と〇〇〇番〇は、市街化区域内的の農地です。中間管理事業を利用することができないため、当初は農地転用の相談を受けました。

しかし、事業用地として利用するには進入路が狭いことなどから断念し、農地として売買することになったとのことでした。

譲受人は外国籍の方ですが、永住権を取得しており耕作の継続において問題はないと考えられます。

また、母国で農業を行っていたときと同様に、近所に居住する両親が手伝い、家族ぐるみの手作業で耕作する予定です。

耕作面積は申請地の1, 189㎡のみであることから、計画どおり自家消費野菜を栽培することは可能と考えられます。

以上です。

議長 ありがとうございます。それではこれより質疑に入ります。  
発言のある方は挙手をお願いいたします。  
(4番 阿部委員挙手)

4番 申請地は河川の近くにありますが、浸水することはありませんか。  
地目が田ですが、畑作に問題はありませんか。

事務局 申請地は北側の町道より少し高く地上げされておりますので、通常の降雨では浸水のおそれはないと見込まれます。

議長 ほかに、ご質問・ご意見はございませんか。  
(8番 藤井会長職務代理挙手)

8番 譲受人の職業ですが、何に従事されておりますか。

農業の技能実習生だったのでしょうか。

事務局 農業法人では勤務しておらず、農業の技能実習生でもなかったとお聞きしております。

母国で農業に従事していたとのこと。

議長 ほかに、ご質問・ご意見はございませんか。

(質問・意見無し)

それではご質問・ご意見は無いようでございますので、採決をいたします。

受付番号68について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長 全員賛成でございますので、受付番号68は原案のとおり決定いたしました。

議長 次に報告事項に入ります。事務局に報告事項の説明をお願いいたします。

事務局 議案書をご覧ください。

報告第8号、農地法第4条第1項第7号の規定による届出については、1件受理しました。

報告事項の説明については以上です。

議長 ただいまの事務局からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(発言なし)

議長 よろしいですか。特に発言がないようでございますので、以上で報告事項を終わります。

議長 以上で本日の議案審議ならびに報告事項はすべて終了いたしました。

それでは只今をもちまして、令和8年5月石井町農業委員会総会を閉会いたしたいと思っております。慎重審議ありがとうございました。